

専決処分について（立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市林間施設条例（昭和 40 年 7 月 1 日条例第 9 号）第 4 条の 2 の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について

令和2年4月7日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について

1 理由

新型コロナウィルス感染拡大防止のため

2 対象施設

名称	位置
立川市林間施設	山梨県北杜市高根町大字清里字念場原 3,545 番地の1

3 臨時休館とした期間

令和2年4月8日から令和2年5月6日までの29日間（条例に規定された休館日を除く）

4 休業する業務

館内及び敷地内の施設利用

5 通常どおり行う業務

電話による受付、問合せ等の業務、施設維持管理業務

6 周知

市ホームページへの掲示